

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県宅地開発事業の基準に関する条例	公布日	昭和47年10月6日
条例番号	昭和47年三重県条例第41号	直近改正日	平成23年10月20日
所管部局課	県土整備部建築開発課	電話番号	059-224-3087
条例の概要	宅地開発事業の開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健康的かつ安全な生活環境の整備を図ることを目的として、宅地開発事業の施行に関し必要な基準等を定めるものである。	条例の類型	規制型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	宅地開発事業の開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健康的かつ安全な生活環境の整備を図ることを目的として、宅地開発事業の施行に関し必要な基準等を定めるものであり妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	宅地開発事業の開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健康的かつ安全な生活環境の整備を図るため、今後も公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	都市計画区域外の0.3ha以上1ha未満の宅地開発事業が対象となるものであり、行われていないものはない。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	宅地開発事業の施行に関し必要な基準等を定めており、必要最小限の規制となっている。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	宅地開発事業の開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健康的かつ安全な生活環境の整備を図ることを目的として、宅地開発事業の施行に必要な基準を定め、事業主に設計基準の適合、確認の申請等の義務を課すものであるため、条例以外の方法はない。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例第5条別表第一に規定する「設計基準」に基づき、設計の確認を行っており、食い違いはない。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である宅地開発事業の開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健康的かつ安全な生活環境の整備を図ることを各条で宅地開発事業の施行に関し必要な基準を定める手段により実現しており、整合は図られている。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策353 快適な住まいまちづくり
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	宅地開発事業の施行に関し必要な基準等を定めるものであり、廃止した場合、目的である開発区域及びその周辺の地域における災害の防止、健康的かつ安全な生活環境の整備に支障が生じる。

効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	宅地開発事業の開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健康的かつ安全な生活環境の整備を図ることを目的として、宅地開発事業の施行に関し、条例で設計基準、申請の手続き等必要な事項を定めており廃止すべき規定はない	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	宅地開発事業の開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健康的かつ安全な生活環境の整備を図ることを目的として、宅地開発事業の施行に関し、条例で設計基準、申請の手続き等必要な事項を定めており追加すべき規定はない	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	都市計画区域外の開発事業について、都市計画法では1ha以上を許可対象とし、条例では0.3ha以上1ha未満の宅地開発事業を確認対象としており、重複はない	
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	条例の執行により、開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、健康的かつ安全な生活環境の整備が図られることを目的としており、一部の県民に限られていない	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	宅地開発事業の施行に関し必要な基準等を定めているものであり、一部の県民に限られていない	
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無
	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える			